

**田園・農村的利用ゾーン
 自然環境利用ゾーン 景観形成基準適合確認判定表(開発行為)
 特に優れた自然のエリア**

届出者:		適合確認者:		
行為の場所:		ゾーン区分:		
項目	景観形成基準	適合確認欄	具体的な取り組み	適合判定欄※
開発行為	景観を損ねない配慮			
	棚田を形成する農地は、極力用途を変更しない。 自然的な景観を損ねる、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮する。			
特筆すべき具体的な取り組み				

（備考）

1. 届出対象行為が、景観形成基準に適合しているか、確認をしてください。
2. ゾーン別の景観形成基準は、景観計画上のゾーン区分に応じ、届出対象行為の適合確認を行い、適合確認欄に✓（チェック）を記入してください。
3. 具体的な取り組み欄については、その景観形成基準に適合するため行なう取り組みを具体的に記入してください。
4. 特筆すべき具体的な取り組みの欄については、具体的な取り組みの中で、特に景観形成基準に適合するため行った取り組みについて、具体的に記載してください。
5. 適合判定欄※は、市が適合判定の際に使用しますので、何も記入しないでください。